

経済産業省

20220209 貿局第2号
輸出注意事項2022第2号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を改正する通達を次のように制定する。

令和4年2月18日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部改正について

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 案	現 行
<p>I～V（略） 別表1～別表6（略） 別記1（略） 別記2 1・2（略） 3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合（イ）・（ロ）（略） （注1）～（注4）（略） （注5）輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を<u>使用してください。ただし、移設検知装置を搭載した工作機械であって、当該移設検知装置が適正に動作している（工作機械の移設等を検知し、当該工作機械が使用できない状態となり、その状態が維持されていることをいう。）</u>ことにより、再輸出・再販売等されたことを知った場合は、<u>様式14の報告・情報提供の前に、Ⅲに基づく事前同意手続を行うことができます。この場合、Ⅲ. 1. に基づく事前同意手続を行う際に、移設検知装置が適正に動作していることを証する以下の全ての資料を添付して、安全保障貿易審査課あてに提出してください。Ⅲ. 1. に基づく事前同意手続により事前同意が得られた場合は様式14の報告・情報提供は不要とし、事前同意が得られなかった場合は、様式14の報告・情報提供が必要となります。</u> ①工作機械全体の外観写真（NC パネル（数値制御装置の制御画面）表</p>	<p>I～V（略） 別表1～別表6（略） 別記1（略） 別記2 1・2（略） 3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合（イ）・（ロ）（略） （注1）～（注4）（略） （注5）輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を<u>使用することができます。</u></p>

<p><u>示が見えるもの)</u></p> <p>②移設検知装置の作動状況が確認できる写真 (NC パネル (数値制御装置の制御画面) の表示が見えるもの)</p> <p>③工作機械のシリアルナンバー (製造番号) が確認できる写真 (銘板が見えるもの)</p> <p>(注 6)・(注 7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別記 3 - 1 ~ 別記 5 (略)</p>	<p>(注 6)・(注 7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別記 3 - 1 ~ 別記 5 (略)</p>
---	--